

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年五月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十七号上欄中「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）」、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この号において「省令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「旧法」という。）」、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）第一條の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下この号において「旧政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省・国土交通省令第三号）第一條の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この号において「旧省令」に改め、同欄イからワまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同欄力及びヨ中「政令」を「旧政令」に改め、同欄タ中「省令」を「旧省令」に改め、同表第四十八号上欄中「宅地造成等規制法（以下この号において「法」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（以下この号において「省令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（以下この号において「旧法」という。）及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令第一條の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（以下この号において「旧省令」に、「並び

に法」を「並びに旧法」に改め、同欄イからホまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同欄へ中「省令」を「旧省令」に改め、同欄ト中「法」を「旧法」に改める。

附 則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年五月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

議案第四号

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年五月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の一部を改正する条例（令和四年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第二条に一号を加える改正規定中「第七条の二第一号又は第七百十七条の二の二第三号」を「第七百十七条の二第一項第一号又は第七百十七条の二の二第一項第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年五月十六日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「」又は「」の下に「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。